

紀の川

ひととまちをつなぐ

広報

住いも甘いも
紀の川市



◎表紙の写真

4月上旬、竜門橋付近の紀の川本流で、アユの放流を行う紀ノ川漁業協同組合の組合長。約1か月かけて、合計30万匹のアユを放流します。

23ページに関連記事掲載

2020

6

新型コロナウイルス感染症に対する 紀の川市の支援策を紹介

紀の川市では、長引く新型コロナウイルス感染症の影響による市民生活への支援策として、経済的負担の軽減、感染予防・感染拡大防止、事業者の経営継続支援の観点から4つの対策を行います。

◎特別定額給付金の上乗せ給付

国が給付する1人当たり10万円の特別定額給付金に、市が独自に1人当たり1万円を上乗せし、対象者1人につき11万円を給付します。

- 給付対象者…令和2年4月27日(金) (基準日)において、市の住民基本台帳に記録されている人
- 受給権者…給付対象者の属する世帯の世帯主
- 上乗せ給付額…給付対象者1人につき**1万円**
- 給付金の申請及び給付の方法…給付金の申請は次の①または②とし、給付は原則として申請者(世帯主)の本人名義の口座に振り込み

※代理人が受給できる場合があります。くわしくは、総務課特別定額給付金班まで問い合わせください。

給付金の詐欺に注意してください。
おかしいと思ったら迷わず相談ください。

- ◎岩出警察署 (Tel. 63・0110)
- ◎新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン (Tel. 0120・213・188)

①オンライン申請方式

マイナポータル(アドレスは下記)から振込口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請を行ってください。マイナンバーカードを所有する世帯主が対象となります。

◎給付(振込)開始日…5月29日(金)～

※すでに特別定額給付金の申請を済ませた人には、別途、市の上乗せ分である1万円の申請書を送付します。これから申請を行う人は、電子申請では10万円の申請のみとなり、上乗せ分の申請ができませんので、②郵送申請方式で申請ください。

②郵送申請方式

市から6月10日頃に受給権者(世帯主)宛に申請書を送付します。必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で市役所へ郵送ください。

◎申請受付期間…6月15日(月)～9月15日(火)

◎給付(振込)開始予定日…6月24日(木)～

【問い合わせ】
総務課特別定額給付金班 (Tel. 77・0893 本庁南別館3階)

◎水道料金の基本料金を免除

水道料金の基本料金を6か月間免除します。申請は不要で、一般家庭と事業所の7～12月請求分が対象です。

メーター口径	基本料金(税込月額)	メーター口径	基本料金(税込月額)
13・20mm	1,250円	40mm	5,020円
25mm	2,010円	50mm	7,790円
30mm	2,890円	75mm	17,470円

※令和2年7月請求分からの料金表です。請求額を端数調整する関係上、上記の金額は目安となります。

【問い合わせ】水道総務課 (Tel. 77・2511 本庁5階)

◎全世帯へのマスクの配布

市内の全世帯を対象に、1世帯当たり不織布マスク50枚を配布します。申請は不要で、6月末までを目途に配布します。

■配布対象世帯…令和2年5月21日(木) (基準日)において、紀の川市に住所を有する全世帯

■配布方法…郵便局のレターパックで順次郵送

【問い合わせ】健康推進課 (Tel. 77・2511 本庁1階)



▲個包装のマスクを配布

／ 商工業者(小規模事業者)のみなさまへ ／ ◎経営安定化給付金を給付

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上額が減少した小規模事業者に対して、一律10万円の経営安定化給付金を給付します。

■給付対象…次の①または②に該当する小規模事業者

①小売業・卸売業・サービス業で、常時雇用する従業員数が5人以下

②宿泊業・娯楽業・製造業などで、常時雇用する従業員数が20人以下

■給付要件…市内に主たる事業所を有し、市税を完納している事業者で、令和2年2月～10月までのいずれかの1か月と前年の売上額を比較して、**売上額が15%以上減少した事業者**

■給付額…**10万円**(1回に限る)

■申請期間…6月1日(月)～12月25日(金)

※給付要件や申請方法など、くわしくは、広報紙に折り込みの「市内商工業者の皆様」チラシまたは市ホームページ(アドレスは下記)を確認ください。

【問い合わせ】商工労働課 (Tel. 77・2511 本庁4階)

人権への配慮をお願いします

市では、「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民一人ひとりが人権問題を自分の問題としてとらえ、人権に関する正しい知識を身に付け、偏見や差別のないまちづくりに向けて取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症に感染した人やその家族、医療従事者などへの誤った情報や不確かな情報による差別や偏見は許されるものではありません。

一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを持って行動しましょう。

【問い合わせ】人権施策推進課 (Tel. 77・2511 本庁4階)

新型コロナウイルスに関する人権相談

みんなの人権110番	Tel. 0570・003・110 平日の午前8時30分～午後5時15分
子どもの人権110番	Tel. 0120・007・110 平日の午前8時30分～午後5時15分
女性の人権ホットライン	Tel. 0570・070・810 平日の午前8時30分～午後5時15分
外国語人権相談ダイヤル	Tel. 0570・090・911 平日の午前9時～午後5時

※紀の川市人権相談は、18ページを確認ください。

7月の母子保健

対象児には日程などを調整の上、個別通知します。

■4か月児健康診査
令和2年3月生まれ対象

■7か月児健康診査
令和元年12月生まれ対象

■1歳児健康相談
令和元年7月生まれ対象

■1歳8か月児健康診査
平成30年10月生まれ対象

■2歳6か月児健康相談
平成29年12月生まれ対象

■3歳8か月児健康診査
平成28年10月生まれ対象

【問い合わせ】
こども課（Tel 77・2511）

地域で子育てをサポート

130人の母子保健推進員

現在、130人の母子保健推進員（通称・母推さん）が、地域のみなさんが安心して妊娠・出産・育児ができるよう、地域の身近な相談役として子育てをサポートしています。

困った時はひとりで悩まずに、お近くの母推さんや子育て支援センターへ相談ください。各地区の母推さんは、こども課へ問い合わせください。

【問い合わせ】こども課（Tel 77・2511 本庁2階）

心身障害児(者)の医療費助成

心身に障害のある人が、健康保険証を使い医療機関などを受診したときの費用の一部を助成する制度です。ただし、所得制限があります。

■助成できないもの…保険適用外の医療費、入院時の差額ベット代、食事療養費、文書代、薬の容器代、検診、予防接種など

■対象となる人…市内に住民登録をしている医療保険加入者で、次のいずれかに当てはまる人（ただし平成18年8月以降、65歳以上で新たに該当した人は除きます）。

- 身体障害者手帳の障害等級が1級、2級、3級に該当
- 療育手帳の障害程度がA1、A2、B1、B2に該当
- 特別児童扶養手当の障害程度が1級、2級に該当
- 障害年金の障害程度が1級、2級に該当し、障害年金を現に受給している
- 精神障害者保健福祉手帳1級に該当（令和元年8月1日から対象）

【問い合わせ】国保年金課（Tel 77・2511 本庁1階）

心身障害児(者)の医療費助成の更新

心身障害児(者)医療費受給者証は、毎年8月が更新時期です。所得制限がありますので、必ず平成31年(令和元年)分の所得申告をしてください。

【更新手続きが必要な場合】

■対象…①受給資格の確認が必要な人／②社会保険または他市町村国民健康保険加入者／③1月2日以降に紀の川市に転入した人など

■更新方法…6月下旬に送付する更新申請書用紙と必要書類を持参し、7月3日(金)までに、国保年金課または各支所・出張所へ申請してください。

【更新手続きが不要な場合】

受給資格が明確で、「後期高齢者医療制度・紀の川市国民健康保険」に加入している人は更新申請が不要です。自動更新し、7月下旬に受給者証を送付します。

【問い合わせ】国保年金課（Tel 77・2511）

6月4日～10日は歯と口の健康週間

口腔ケアで健康寿命を延ばしましょう

歯と口の健康は、食事や会話といった豊かな生活を送るためだけでなく、糖尿病や心臓病の全身の健康にも大きく影響します。

■歯周病とは

歯垢の中の細菌が歯ぐきに炎症を引き起こす病気で、40歳以上の約8割がかかっており、ものが噛めなくなったり、歯を失う原因となります。

■「むし歯」や「歯周病」を予防するために

偏った食生活や喫煙などは、むし歯や歯周病の原因となるため、生活習慣を見直すことが大切です。

また、歯ブラシは鉛筆を持つように軽く握り、軽い力で細かく丁寧に磨きましょう。歯と歯の間や奥歯のかみ合わせの溝などは、歯間ブラシやデンタルフロスなどを活用してください。

初期のうちには自覚症状がないため、定期的に検診を受け、早期発見、早期治療することが大切です。

【問い合わせ】健康推進課（Tel 77・2511 本庁1階）

休日歯科当番（診療時間：午前10時～午後4時）

受診する際は電話などで確認の上、来院ください。電話が通じないときは、那賀消防組合（Tel 61・1791）へ確認ください。年間当番表（地図リンク）は市ホームページで確認できます。

6/7	（日）	みやもと歯科医院（Tel 69・3993）
14	（日）	森歯科医院（Tel 73・2220）
21	（日）	滝川歯科（Tel 63・0655）
28	（日）	ふじはら矯正歯科・小児歯科医院（Tel 60・4812）

献血日程

6/23（火）紀の川市役所 貴志川支所 13:30～16:30

【問い合わせ】健康推進課（Tel 77・2511）

健康 医療 子育て

けんこう
いりょう
こそだて

重要なお知らせ

広報紙に掲載のイベントは、今後の状況により中止や延期となる場合があります。最新情報は、市ホームページを確認ください。

相談窓口・休日夜間の電話案内

新型コロナウイルス感染症相談窓口

県庁健康推進課（24時間）
Tel 073・441・2170 / Fax 073・431・1800
岩出保健所（午前9時～午後5時45分）
Tel 61・0020 / Fax 61・0013

緊急時の医療機関案内（24時間）

Tel 073・426・1199 県救急医療情報センター
Tel 61・1791 那賀消防組合

休日に受診できる医療機関

Tel 77・6410 那賀休日急患診療所
日曜・祝日・年末年始の午前9時～午後5時

夜間の小児医療電話相談

子どもが急病になり、朝まで様子を見ても大丈夫なのか判断に迷ったとき
Tel # 8000 またはTel 073・431・8000
平日は午後7時～翌午前9時
土・日・祝日は午前9時～翌午前9時

夜間・休日に受診できる小児科

Tel 073・425・8181 小児救急医療ネットワーク
平日夜間は午後8時～翌午前6時
土・日・祝日の夜間は午後7時～翌午前6時
休日昼間は午前10時～正午、午後1時～5時

県内の医療機関情報

わかやま医療情報ネット

検索

介護保険料が一部変わります

国の施策により、低所得者の負担を軽減するため、第1～3段階の介護保険料が変更になりました（第4～11段階は変更ありません）。2年度の介護保険料は、6月中旬に郵送でお知らせする予定です。

段階	対象者	変更前の 保険料年額	変更後の 保険料年額
第1	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人 	30,000円	24,000円
第2	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人 	46,000円	36,000円
第3	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える人 	58,000円	56,000円

【問い合わせ】高齢介護課（Tel 77・2511 本庁2階）

介護保険料のコンビニ収納を開始

6月から、介護保険料もコンビニエンスストアなどで納付が可能になります。土・日・祝日や夜間も利用できます。対象のコンビニエンスストアなどについては、納付書裏面に記載していますのでご確認ください。
※バーコード印字のないもの、取扱期限の過ぎたものなど、コンビニエンスストアなどで取扱いできない場合がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ】高齢介護課（Tel 77・2511）

6月の介護予防教室・つどい場事業を中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月の介護予防教室とつどい場事業を中止します。

■中止となる教室…いきいき元気塾なが・こかわ／はつらつくらぶ／しゃきと教室／わがらカフェ／カフェほほえみの和／いこいカフェ／名手ひろば

【問い合わせ】高齢介護課（Tel 77・2511）

児童手当の現況届を提出してください

児童手当を受給している人は、6月1日～30日までの間に児童手当現況届を提出してください。現況届は、引き続き児童手当を受けることができるかを判定する大切なものです。提出がないと、6月以降の児童手当を受けることができなくなります。
※必ず令和2年度の所得申告をしてください。

【問い合わせ】こども課（Tel 77・2511）

子育て世帯臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みのひとつとして、児童手当を受給する世帯に対する臨時特別の給付金です。原則、申請などの手続きは不要です（公務員を除く）。

●支給対象者…令和2年4月分の児童手当受給者

・対象児童…平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童

※15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと、または死亡したことにより、4月分の児童手当の対象となっていない児童を含む。

※所得制限超過により、特例給付となっている受給者は除く。

●給付額…対象児童1人につき1万円

※児童数にかかわらず、給付は1回限りです。

●給付予定日…7月下旬

※対象者には、7月上旬に案内通知を送付し、児童手当で指定している口座に給付金を振り込みます。

■本給付金の受給を辞退する場合…「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書」を7月15日☒までに郵送または窓口へ直接提出ください。

■公務員の申請手続…所属庁から申請書が配布されます。支給対象者であることの証明を受けた上で、12月31日☒までに郵送または窓口へ提出ください。

【問い合わせ】こども課（Tel 77・2511）

赤ちゃん広場・子育て教室を中止

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月と7月の赤ちゃん広場・子育て教室を中止します。支援センターは、6月8日から当面の間、事前予約や人数制限などを行い開所します。くわしくは問い合わせください。

【問い合わせ】

那賀子育て支援センター（Tel 75・2331 名手保育園内）

桃山子育て支援センター（Tel 66・0404 安楽川保育園内）

レイモンド子育て支援センター（Tel 79・7228）

●今年度の国民健康保険税

【問い合わせ】国保年金課（TEL 77・2511 本庁1階）

国民健康保険は、医療保険のひとつとして、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営をしています。和歌山県では、今年度も各市町村の被保険者数や医療費・所得水準を踏まえ、市町村ごとに国民健康保険事業費納付金を決定し、適切な税率を確保するための標準保険税率を提示しました。それを参考に、資産割の廃止に伴う税率の減少分も考慮しながら、今年度の国保運営に必要な財源を確保するため、保険税率の改定を実施しました。

●紀の川市国民健康保険税率

区分	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	改定前	7.3%	28,700円	21,600円	610,000円
	改定後	8.3%	0%	27,400円	630,000円
支援金分	改定前	2.3%	10,000円	7,700円	190,000円
	改定後	2.7%	0%	8,600円	190,000円
介護分	改定前	2.6%	11,600円	6,600円	160,000円
	改定後	2.6%	0%	10,900円	170,000円

●算定方法

国民健康保険税額は、
「医療分（医療給付費分に係る課税額）」と、
「支援金分（後期高齢者支援金分に係る課税額）」、「介護分（介護納付金分に係る課税額）」、「加入者の中に40～64歳の人がいる場合にかけます」を合計した額です。

●納税通知書の送付

国民健康保険税の納税通知は世帯主に送付します。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合（擬制世帯主）でも、世帯に国民健康保険に加入している人がいれば、保険納付の義務は世帯主にあります。
納税通知書は6月中旬に送付します。
※今年度中に75歳になり、後期高齢者医療保険に移行する場合は、75歳になる前月分までを計算し、納期数で割って課税します。

●税率など

市では、県の運営方針に基づき、平成30年度から令和2年度にかけて資産割の税率を段階的に縮小し、算定方式を従来の4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から、資産割を廃止した3方式に移行しました。
●税率：平成29年度（66%）／平成30年度

（40%）／令和元年度（20%）／令和2年度（0%）
※資産割の廃止に伴う課税額の減少分は、所得割や均等割、平等割の税率を見直すことに対応します。

●税率の改定

県が示す標準保険税率を参考とし、国保事業費納付金の納付に必要な金額を基に、今年度の紀の川市国民健康保険税率を上表のとおり改定します（賦課限度額は、地方税法施行令の改正によるものです）。

●軽減・減免

●軽減措置（均等割と平等割の7割・5割・2割の軽減）：下表参照
世帯主とその世帯内の被保険者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額等が一定額を超えない世帯は、均等割と平等割が軽減されます。申請は不要ですが、収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。
※今年度税制改正による軽減対象者の拡大
被保険者数に乗ずる金額のうち、5割軽減の基準については「28万円」から「28.5万円」に、2割軽減の基準については「51万円」から「52万円」に変更しました。

●軽減措置

前年中の総所得金額等が次の金額以下の世帯	軽減割合
総所得金額等の合計が、33万円 以下	7割軽減
総所得金額等の合計が、33万円+28.5万円×（被保険者数および特定同一世帯所属者数の合計） 以下	5割軽減
総所得金額等の合計が、33万円+52万円×（被保険者数および特定同一世帯所属者数の合計） 以下	2割軽減

※昭和30年1月1日以前生まれの人で公的年金を受給している人は、15万円を年金所得の合計額から控除した額で軽減判定を行います。
※納税通知書に記載している「課税標準額」は、基礎控除33万円を控除した後の額です。軽減判定所得については、基礎控除33万円の控除前の額で判定します。
※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる人のことです。

●倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇止めなどによる離職（特定理由離職者）をした人の保険税の軽減

【対象者】離職時に65歳未満の人で、次の①または②の理由で失業等給付を受ける人
①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）※「離職理由」欄のコードが「11、12、21、22、31、32」
②雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどによる離職）※「離職理由」欄のコードが「23、33、34」
【軽減額】国民健康保険税は、前年の所得などから算定します。軽減は、前年の給与所得のみをその30/100とみなして行います。
【軽減期間】離職の翌日から翌年度末までの期間
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
※国民健康保険に加入中は軽減でき、一度脱退し再加入する場合において、残っている期間があればその期間中も軽減します。
この軽減措置は、雇用保険受給資格者証の提示と申請が必要です。なお、この軽減措置が適用される人（世帯）は、高額療養費自己負担限度額なども軽減される場合があります。

●特別徴収（年金から天引きによる納付）

【特別徴収の対象者】
次の①～③のすべてに該当する人
①国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）
②年額18万円以上の年金（担保に供していないものに限る）を受給している
③介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の1/2を超えない

【納付方法】

■仮徴収：前年度も特別徴収の人は前年度の2月に天引きした額と同額を、今年度から特別徴収の人は前年度の税額を約6回で割った額を、4・6・8月の年金から天引き
■本徴収：6月に確定した今年度の年税額から仮徴収した額を差し引いた額を、10・12・2月の年金から天引き
※今年の10月から特別徴収となる人は、1～4期分までは従来どおりの納付方法で納めていただき、10・12・2月の年金から天引きします。

※今年度中に75歳になる人は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行されるため、特別徴収が中止となります。75歳に到達するまでの国民健康保険税は、普通徴収にて納付いただけます。納付方法が変わりますので、納め忘れに注意してください。

●納期限

【普通徴収（口座振替・納付書）】
6月から翌3月の毎月末日、12月は25日となります（ただし、月末日が土・日・祝日の場合は翌開庁日）。
【特別徴収（年金天引き）】
4・6・8・10・12月の各年金支給時に天引きとなります。

国民健康保険税を滞納すると…

国民健康保険税は、納期までに納めてください。特別の事情もなく滞納すると高額療養費の限度額適用認定が受けられなくなる場合があります。督促手数料や延滞金徴収、資格証明書の交付（医療費をいったん全額自己負担）、財産差し押さえなど、未納期間に応じて段階的な措置がとられます。

世帯内に異動があったときは

14日以内に国保の窓口へ届出を

どの届け出にも、次の書類が必要です。
・窓口に来られた人の本人確認ができるもの（運転免許証など）
・印鑑
・世帯主および対象者の個人番号（マイナンバー）が分かる書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しなど）
・個人番号を記載したメモなどは不可

届出の種類	届出に必要なもの	
1 国保に加入するとき	こんなとき	届け出に必要なもの
	他の市町村から転入してきたとき ※	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき ※	母子健康手帳、保険証
2 国保をやめるとき	こんなとき	届け出に必要なもの
	他の市町村に転出するとき ※	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証（未交付の場合は加入したことを証明するもの）、保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険の被扶養者になった証明書
3 その他	こんなとき	届け出に必要なもの
	市内で住所が変わったとき ※	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき ※	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき ※	在学証明書（学生証）、保険証
修学のため、別に住所を定めるとき ※		
保険証をなくしたとき	警察への届け出も忘れずに	

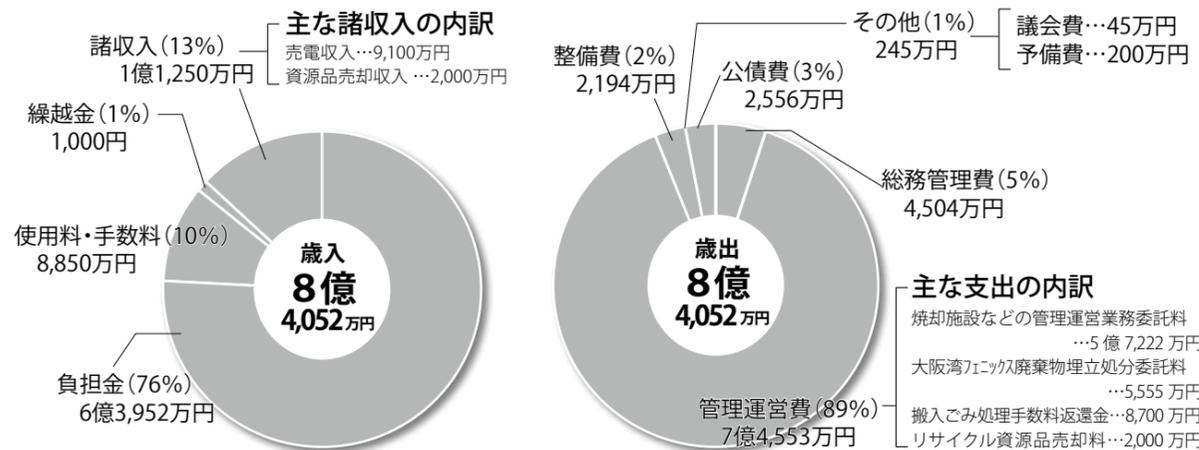
※印は、先に市民課で必要な手続きを済ませてください。



紀の海クリーンセンター運営状況

紀の海広域施設組合 (Tel 66・1813)

令和2年度当初予算



ごみの搬入量 (令和元年度)

	紀の川市	海南市	紀美野町	合計
可燃ごみ (t)	15,874	15,553	1,875	33,302
資源ごみ (t)	2,553	—	463	3,016

ごみ処理手数料

家庭廃棄物	50
事業系一般廃棄物	100

可燃ごみ・資源ごみ (円/10kg)

ごみ焼却量と排ガスなど (令和元年度)

	1系焼却炉		2系焼却炉	
	年間総量	月平均量	年間総量	月平均量
ごみ焼却量 (t)	17,582	1,465	17,860	1,488

施設見学の状況 (令和元年度)

団体数	36
人数	803

※施設見学は申し込みが必要

	1系焼却炉		2系焼却炉		自主基準	国基準
	最大値	平均値	最大値	平均値		
ばいじん (mg/m ³ N)	1.3	0.3	4.0	0.3	10	80
硫黄酸化物 (ppm)	17.8	7.3	17.9	7.4	20	4,100
塩化水素 (ppm)	41.0	19.1	44.9	19.1	50	430
窒素酸化物 (ppm)	44.9	28.2	44.9	26.4	50	250
一酸化炭素 (ppm)	26.5	2.7	25.9	2.1	30	100

ダイオキシンの状況 (令和元年度)

(ng-TEQ/m³ N)

	1月	4月	7月	10月	自主基準	国基準
1系焼却炉	0.011000	0.003800	0.000042	0.000140	0.05	0.1
2系焼却炉	0.000200	0.000540	0.000210	0.000370		

水銀の状況 (令和元年度)

(μg/m³ N)

	4月	7月	10月	1月	自主基準	国基準
1系焼却炉	11.0	0.2	1.1	15.0	30	50
2系焼却炉	1.9	0.5	0.8	1.4		

Live Kinokawa Project



【申し込み・問い合わせ】地域創生課 (Tel 77・2511 本庁3階)

1 若者定住促進住宅取得奨励金

紀の川市でマイホームをお考えなら、
今がチャンスです！
新築でも中古でも、家を購入すると… → **最大50万円**の奨励金がもらえる！
(基礎額30万円+児童加算10万円+転入加算10万円)

■交付対象者…

- ①市内に定住の意思を持って居住していること
- ②登記の受付年月日時点で、40歳未満であること
- ③世帯全員が、紀の川市税を滞納していないことなど

■交付対象住宅…

- ①居住するために市内で新築・購入した住宅
- ②登記受付年月日が、4月1日☾から12月31日☽までの住宅
- ③床面積が50㎡以上で、玄関、居室、台所、トイレ、浴室を備えている住宅 など

■交付申請受付期間…3年1月29日☽まで

■必要書類…紀の川市若者定住促進住宅取得奨励金交付申請書/住民票の写し(世帯全員の続柄が分かるもの)
/各階の間取りが分かる平面図/建物登記簿の全部事項証明書/世帯全員の納税証明書/誓約書 など

2 奨学金返還支援事業助成金

働きながら、奨学金を返し始めた人へ
奨学金の返還を支援します！ → **最大12万円**(年間返還額の1/2)を助成！

■対象の奨学金…日本学生支援機構第一種・第二種奨学金/

和歌山県修学奨励金/その他市長が認める貸与型奨学金

■交付の対象者 (①~⑥すべての要件を満たす人) …

- ①大学などに進学し、奨学金の貸与を受けた人/②大学などを卒業し、30歳未満の人/③就業している人/④市内に定住の意思を持って居住している人/⑤本市の市税及び奨学金の返還を滞納していない人/⑥令和2年4月以降に奨学金の返還を始めた人 など

■申請方法…

Step 1: 交付対象者認定

- 申請期間…3年1月8日☽まで
- 必要書類…紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付対象者認定申請書/大学などが発行する卒業を証明する書類/奨学金の借入額及び返済予定額が確認できる書類/勤務先及び就労状況などを証明する書類

Step 2: 交付申請 (1の交付対象者認定を受けた人)

- 申請期間…1の交付対象者認定を受けた後~3年3月31日まで
- 必要書類…紀の川市奨学金返還支援事業助成金交付申請書/奨学金などの返済額を証明する書類/住民票の写し/本市の市税を滞納していないことを証明する書類

●●生活

ごみの出し方

ごみは、各地区で決められたごみ集積所に各自で責任をもって出してください。集積所に市が収集しないごみ(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・乾燥機などの家電リサイクル対象品、自転車・机などの粗大ごみ、建築廃材など)を出すとは不法投棄になります。また、他の地区へのごみの持ち込みはしないでください。分別の徹底と地区外からの持ち込み防止のため、ごみ袋への地区名と氏名の記入をお願いします。

【問い合わせ】生活環境課 (Tel 77・2511 本庁南別館1階)

ごみの不法投棄は禁止!

家電製品やタイヤを何度も投棄するなど、悪質な不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は景観を損なうだけでなく、環境汚染や新たな不法投棄などの誘発につながります。投棄者が特定できない場合は、土地の所有者や管理者が不法投棄物を処分することになり、大きな負担を背負うことになります。

市では、警察に通報し、捜査を行うなどの対処も行っていきます。不法投棄は絶対に許さないと気持で、きれいなまちづくりに協力をお願いします。不法投棄を発見、目撃した時は、生活環境課または岩出警察署(Tel 63・0110)へ連絡してください。

あき地はきちんと管理を

あき地(宅地や雑種地などの現在使用していない土地)に雑草などが茂ったまま放置していると、火災や犯罪、病害虫発生の原因となり、周辺住民の健康を害し、生活環境を損ないます。あき地の所有者や管理者は、周辺に迷惑がかかる前に、自主的・定期的に雑草などを除去してください。

【問い合わせ】生活環境課 (Tel 77・2511)

ハチ用防護服の貸し出し

市の職員によるハチの駆除や駆除業者の斡旋などは行っていません。業者に駆除を依頼する場合は、電話帳などを見て、直接業者に連絡してください。

なお、自分で駆除を行う場合は、市からハチ用の防護服を無料で貸し出します。くわしくは問い合わせください。

※夏季は利用が増えるので、貸出中の場合があります。

【問い合わせ】生活環境課 (Tel 77・2511)

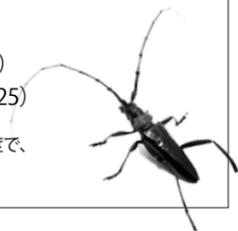
クビアカツヤカミキリに注意

クビアカツヤカミキリはサクラ・ウメ・モモ・スモモ・カキなどの樹木に害を及ぼす特定外来生物です。幼虫は樹木内部を食い荒らすため、多発地ではこれらの樹木などの枯死が発生しています。近隣では大阪府で発生が確認されており、県内ではかつらぎ町でも成虫が捕獲されています。

幼虫は春先から活動が盛んになり、成虫は6~8月頃に出現します。成虫や大量のうどん状フラス(木屑と虫糞の混ざったもの)を確認した場合は、那賀振興局農業水産振興課まで連絡してください。

農林振興課 (Tel 77・2511 本庁4階)
那賀振興局農業水産振興課 (Tel 61・0025)

クビアカツヤカミキリの成虫。体長28~37mm程度で、赤い首部が特徴。



●●案内

印鑑登録証の交換

合併時に発行した印鑑登録証の劣化が見受けられます。交換を希望の人は、劣化した印鑑登録証、来庁者の本人確認書類(運転免許証など)と認印を市民課、各支所・出張所に持参してください。

【問い合わせ】市民課 (Tel 77・2511 本庁1階)

那賀山形財産区議会議員補欠選挙結果

議員の欠員(2人)が定数の6分の1を超えたことに伴う那賀山形財産区議会議員補欠選挙(令和2年5月3日執行)は、届出による候補者が選挙すべき定数を超えなかったため、無投票となり、5月4日に開催された選挙会において、次の人が当選人に決定しました。(敬称略・届出順)

空畑 等 72
東 喜八郎 71

【問い合わせ】市選挙管理委員会 (Tel 77・2511 本庁3階)

雇用調整助成金の制度説明会を開催

雇用調整助成金制度の仕組みや申請方法に関する説明会を開催します。

■とき: 6月9日(火)①午後1時30分/②午後7時

■ところ: 打田生涯学習センター 視聴覚室

■対象: 雇用調整助成金の

6次産業化のための経費を補助

市内の農業者や農産物の加工販売業者が、6次産業化のための事業を実施する場合、その対象経費を予算の範囲内で補助します。

●補助対象/補助率

●商品開発/対象経費の半額(上限50万円)

●販路開拓/対象経費の全額

家具転倒防止金具の取付けを支援

地震発生時に家具などの転倒から身を守るため、転倒防止金具の取付けを支援しています。

■取付け支援: 転倒防止金具などを取り付けることが困難な65歳以上の高齢者のみで構成される世帯などを対象に、家具など3台(取付け費用は市が負担)を上限として取付けを支援。

■申請期間: 6月15日(月)~12月28日(月) ※予算額に達した時点で受付終了。

■申請方法: 申請書に①介護保険の認定(要介護2~5)や障害者手帳(1~3級)の交付を受けていること

額(上限50万円) ※物産展などの出展負担金のみ

●アドバイザー派遣/対象経費の半額(上限30万円)

■申し込み: 随時

※年度内に事業を完了できないものに限りません。

【問い合わせ】農林振興課 (Tel 77・2511 本庁4階)

広告

広報紀の川や市ホームページであなただけの宣伝をしませんか。秘書広報課(Tel 77・3512)

表彰

(敬称略・順不同)

おめでとうございます

【叙勲】

(防衛功労) 瑞宝双光章 井原浩海
(警察功労) 瑞宝双光章 東 文雄
(警察功労) 瑞宝双光章 和氣行義
(消防功労) 瑞宝単光章 岡林秀正
(消防功労) 瑞宝単光章 辻 政行

広告主を募集しています

あなたのお店を広報紀の川でPRしませんか(有料)

●案内

農業の多面的な機能の保全に対する交付金

地域で活動組織（保全会など）を構成し、①草刈りや泥上げなどの基礎活動、②植栽などの啓発・普及活動、③農業施設の補修や更新工事などの活動をするための費用を交付します。（5年で1期間）

- 農地10ア当たりの交付金
 - ①農地維持活動：田3,000円／畑2,000円
 - ②共同活動：田1,500円／畑900円
 - ③長寿命化活動：田4,000円／畑2,000円
- ※活動の内容によって交付金額は変動します。
- 【問い合わせ】農林整備課（Tel.77・2511 本庁4階）

中山間の農業に対する交付金

中山間地域における多面的機能の増進活動などを盛り込んだ集落協定を實踐し、5年以上継続される活動に交付金を交付します。

- 実施期間：2～6年度
- 申請期限：6月30日（火）

地目	区分	交付単価(円/10%)	
		通常単価	基礎単価
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円	16,800円
	緩傾斜(1/100以上)	8,000円	6,400円
畑	急傾斜(15°以上)	11,500円	9,200円
	緩傾斜(8°以上)	3,500円	2,800円

※通常単価には適用条件があります。令和元年度の交付金の内訳は、市ホームページを確認ください。

ページを確認ください。
【問い合わせ】農林整備課（Tel.77・2511）

親元で就農している人を支援します

認定農業者などの子や孫に当たる農業後継者が、新たに就農し、一定の要件を満たした場合、予算の範囲内で助成金を交付します。

- 対象者：市内在住の18歳以上50歳未満で、就農開始から3年以内かつ6か月以上、親元で農業に従事している人
- 要件：親元就農計画を作成し、市の認定を受けること／その他所得制限など
- 助成額：月額5万円（上限2年間）
- 受付期間：7月1日（水）～31日（金）
- 【問い合わせ】農林振興課（Tel.77・2511）

●税金

農耕作業車も登録が必要ですよ

農耕作業用自動車は、小型特殊自動車として軽自動車税（種別割）の課税対象です。

乗用装置付き農耕トラクタ・コンバイン・田植え機・農業用薬剤散布車両などの農耕作業用自動車は、道路を走らなくても、申告をして標識（ナンバープレート）をつけなければなりません。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 催事などを中止します

- 浄化槽管理講習会
6月12日（金）の講習会を中止します。
◎生活環境課（Tel.77・2511 本庁南別館1階）
- 市民公園プール・那賀B&G海洋センター
今夏はプールの開館を行いません。
◎生涯スポーツ課（Tel.77・2511 本庁4階）

こんな場合、固定資産税を減額します

特定の要件を満たす住宅改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税を減額します。

- ①耐震改修工事
昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、耐震のための改修をした場合、翌年度の固定資産税を1/2減額。（床面積120㎡相当分まで）
- ②バリアフリー改修工事
障害者や65歳以上の人が住む新築後10年以上を経過した住宅で、バリアフ

リー改修工事（手すりの取り付けや引き戸への取替え、トイレや浴室の改良など）をした場合、翌年度の固定資産税を1/2減額。（床面積100㎡相当分まで）

- ③省エネ改修工事
平成20年1月1日以前に建築した住宅で窓の断熱性向上を含む、一定の省エネ化のために改修をした場合、翌年度の固定資産税を1/3減額。（床面積120㎡相当分まで。太陽光発電工事は対象外）
- ※いずれも自己負担額50万円以上の改修工事が対象。
- ※②③は、改修後の床面積50～280㎡の住宅が対象。
- ※①③は、長期優良住宅の認定がある場合、翌年度の固定資産税を1/2減額。
- ※工事明細書、写真、領収書など改修したことを証する書類を添付し、工事完了後3か月以内に届け出をする必要があります。
- ※要件の詳細については、工事前に相談も可能です。
- 【問い合わせ】税務課（Tel.77・2511）

税のお知らせ

●滞納者には「滞納処分を執行しています」

市税の滞納処分状況(令和元年度)

区分	差押件数	徴収額
債権	517件	4,157万円
不動産	37件	0円
動産	8件	4万円
その他	19件	91万円
合計	581件	4,252万円

※徴収額は、万円未満を四捨五入しています。
※捜索件数は18件でした。

納期限までに納税した人との公平性を保つため、市税を滞納したままの場合、滞納処分を執行しています。滞納者の住居などに立ち入り、財産を探す「捜索」も実施しています。差し押さえた財産は、インターネット公売などを活用し、売却の上、滞納税金に充てています。納付が困難な場合は放置せず、収納対策課に連絡してください。◎収納対策課（Tel.77・2511）

●納期限のお知らせ 6月30日（火）

- ◎市県民税・普徴 1期・随3期（◎収納対策課・税務課）
- ◎国民健康保険税 1期・随3期（◎国保年金課）
- ◎後期高齢者医療保険料 随3期（◎国保年金課）
- ◎介護保険料 1期（◎高齢介護課）（◎Tel.77・2511）

納め忘れはありませんか

市県民税・普徴(随2期)／軽自動車税(全期)／固定資産税(1期)／国民健康保険税(随2期)／後期高齢者医療保険料(随2期)の納期限は**6月1日（日）**です。まだ納めていない人は最寄りの金融機関が市役所窓口へお急ぎください。

●夜間の納税・相談窓口

（◎収納対策課・税務課・国保年金課）

「国民健康保険税、固定資産税・都市計画税、市県民税、軽自動車税」の税相談窓口を木曜の夜間（午後8時まで、祝日除く）に開設しています。昼間に来庁できない人は、利用ください。

●募集

市営那賀第1墓地の使用者募集(5区画)

■所在地：壬子377番地1
■区画の大きさ／永代使用料：1.6m×1.55m／60,000円

※市営墓地は管理料不要のため、使用者管理です。

■応募資格：①申込日において、市内在住で住民登録している人②市営墓地を持っている人③永代使用料を定められた期日までに一括納入できる人

■申し込み：6月10日（水）～25日（木）までに生活環境課・各支所に設置の応募用紙に記入の上、申し込み（郵送不可）。応募用紙は6月8日（月）から配布します。申し込み多数の場合は、公開抽選で使用者を決定。

※現地案内を希望する人は、事前申込みが必要です。
【申込み・問い合わせ】生活環境課（Tel.77・2511）

広告主を募集しています

あなたのお店を広報紀の川でPRしませんか(有料)

有料広告 くわしくは、広告主に問い合わせください。

●募集

紀の川市スポーツ教室

■とき：①7月7日・14日・21日・28日・8月4日・18日・25日・9月1日・8日・15日の計10回（火曜日）
②7月8日・15日・22日・29日・8月5日・19日・26日・9月2日・9日・16日の計10回（水曜日）
③7月7日・14日・21日・8月4日・18日・9月1日・8日・15日の計8回（火曜日）
■対象者：市内在住・在勤の人※体操教室は市内在住の人のみ
■ところ：市民体育館サブアリーナ
■教室の内容（とき／対象／定員／参加費／指導員）
●健康体操：午前10時～11時15分／おおむね55歳以上／20人／8,000円／和歌山県スポーツ振興財団職員ほか
●キッズ＆ファミリー（親子体操）：午後3時15分～4時15分／1歳6か月～4歳児と保護者／20組／8,150円／田中誠子
●キッズ体操（幼児体操）：①午後3時15分～4時15分②午後4時30分～5時30分／年少～年長児／5人分／5人／8,000円／和歌山県スポーツ振興財団職員ほか
●ジュニア体操（児童体操）：①午後4時30分～5時30分②午後5時45分～6時45分／児童／3人②3人／8,000円／和歌山県スポーツ振興財団職員ほか
●卓球教室：午後1時～2時30分／20歳以上／4人分／8,000円／和歌山県スポーツ振興財団職員

●スポーツウエルネス吹矢教室：午後1時～2時40分／20歳以上／20人／8,000円／和歌山県スポーツウエルネス吹矢協会
●フラダンス教室：午後7時～8時／20歳以上の女性／6人／6,400円／山本小百合
■参加募集期間：6月4日（木）～11日（木）
■申し込み：メールまたは申込書に①氏名（フリガナ）②生年月日（年齢）③郵便番号・住所④電話番号⑤参加希望教室名を記入して申し込み。
■申し込みは、生涯スポーツ課・各館に設置しています。
■申し込みが定員を超えた場合は、6月16日（火）午後2時から本庁南別館ロビーで公開抽選を行います。
【申し込み・問い合わせ】生涯スポーツ課（Tel 77・2511）

成人式の実行委員を募集

3年1月10日（日）に開催予定の成人式の実行委員を募集します。

■実行委員って何をやるの？
成人式の準備・実行・運営を行います。式当日の司会や受付など、成人式をプロデュースしてみませんか？



■対象者…平成12年4月2日～13年4月1日生まれで、月1回程度開催する実行委員会と成人式の準備などに参加できる人
■募集人数…15人程度
■応募方法…6月26日（日）までに生涯学習課に電話やメール（アドレスはページ上記）で申し込むか、生涯学習課・各地区公民館に設置の申込書を持参・郵送してください。

■その他…第1回実行委員会は7月10日（日）午後7時30分から、本庁4階401中会議室で開催を予定しています。
☎生涯学習課
（Tel 77・2511 / Fax 77・0917 本庁4階）

クラシノジョウホウ

- 生涯スポーツ課
各館の連絡先
- 生涯スポーツ課
Tel 77・2511
Fax 77・0917
 - 打田生涯学習センター
Tel 77・3140
Fax 77・2799
 - 粉河ふるさとセンター
Tel 73・3312
Fax 73・8353
 - 那賀総合センター
Tel 75・2221
Fax 75・2659
 - 桃山会館
Tel 66・2288
Fax 66・2289
 - 貴志川生涯学習センター
Tel 64・2273
Fax 64・9750

大雨災害に備えて

【問い合わせ】危機管理消防課（Tel 77・2511）

■集中豪雨や台風などの大雨による災害に備えてください

近年増加する集中豪雨により、市内でも床上・床下浸水などの被害が発生しています。万が一の場合、すぐ避難できるよう、各家庭で備えてください。冠水を防ぐため、日頃から排水路周辺の清掃をお願いします。

■避難における感染症の予防

新型コロナウイルス感染防止のため、避難所に避難する際には、通常よりも間隔を空けていただき、マスクの着用、手指消毒などの感染防止対策に協力をお願いします。また、避難所での感染防止を図るため、事前に親類や知人宅などへの避難についても検討をお願いします。

■警戒レベルで避難のタイミングを伝えます

避難のタイミングを5段階の警戒レベルで伝えます。「警戒レベル1、2」では気象庁が発表する情報に注意し、避難に備えてください。避難情報などを発令した場合は、防災行政無線やエリアメール、市ホームページなどでお知らせします。「警戒レベル3」のアナウンスがあれば高齢者などは避難を、「警戒レベル4」以上のアナウンスがあれば、避難対象区域にいる人は全員、速やかに避難を開始してください。

■自主避難所を開設

大雨や台風の接近により、市内に気象警報が発表された場合、次の施設を自主避難所として開設します。

施設名(自主避難所)	連絡先
打田保健福祉センター	危機管理消防課 (Tel 77・2511)
粉河ふるさとセンター	粉河支所 (Tel 73・3311)
鞆淵出張所	鞆淵出張所 (Tel 79・0001)
那賀保健福祉センター	那賀支所 (Tel 75・3111)
桃山ふれあいコミュニティセンター	桃山支所 (Tel 66・1100)
中貴志コミュニティセンター	貴志川支所 (Tel 64・2525)

※避難する場合は、事前に危機管理消防課、各支所・出張所に連絡し、早めに避難してください。
※毛布は市で準備しますが、食べ物やその他必要なものは各自で準備してください。
※自主避難所へは各自で避難し、移動困難な人には地域（自主防災組織など）の協力をお願いします。

統計調査員を募集

■仕事内容：国などが実施する各種統計調査における調査対象世帯や事業所への調査票の配布・回収、調査票の点検・整理など
■応募資格（①～④の条件をすべて満たす人）：①市内在住または在勤で満20歳以上の人②責任を持って調査員の仕事をこなせる人③調査時に知りえた秘密を守れる人④税務・警察・選挙に直接関係のない人
■申し込み：印鑑・顔写真を縦3cm×横2.5cmを持参し、総務課まで申し込み。
■申込期間：随時
※登録申請を希望の人は事前に連絡が必要です。
※1回の調査の従事期間は、2～3か月程度で、年間を通じて仕事があるとは限りません。
■その他：
○調査期間中は、非常勤の公務員となります。
○調査活動に従事した対価として報酬を支払います。

ホームページに掲載するNPOを募集

市内を拠点に特定非営利活動を行っている「NPO法人」「市民活動団体」「ボランティア団体」で、ホームページに掲載を希望する団体は、登録票に必要書類を添付し、提出ください。必要書類は、市ホームページからもダウンロード可。
※「特定非営利活動」に該当しない団体については、登録票の提出があっても掲載することはできません。
ホームページに掲載している団体は、市民協働スペースの使用や、印刷機を利用できます。
※コピー用紙は各団体で用意。利用には申請が必要。
【申し込み・問い合わせ】地域創生課（Tel 77・2511 本庁3階）

困ったときの相談

県民相談・交通事故相談などは「県民の友」
を見てください。また、社会福祉協議会
が行う心配ごと相談などは「福祉社のか
わ」を見てください。

↓市役所の電話番号案内 (8:45~17:30)

■市役所本庁 Tel 77・2511
税金、住民票、戸籍、印鑑登録、国民健康
保険、国民年金、水道、浄化槽、飼育犬、
ごみに関すること、健康診断、母子手帳、
保育所、子育て教室、介護保険、介護予防、
障害者手帳、地域巡回バス、統計調査、入
札、災害に関すること、農業、林業、観光、
商業、小・中学校、成人式、文化財、青年
健全育成、生涯スポーツ、市営住宅、道路、
河川、開発、下水道、地籍調査など

■粉河支所 Tel 73・3311
各種申請手続きなど

■鞆淵出張所 Tel 79・0001
各種申請手続きなど

■那賀支所 Tel 75・3111
各種申請手続きなど
那賀地区のし尿収集など

■桃山支所 Tel 66・1100
各種申請手続きなど

■貴志川支所 Tel 64・2525
各種申請手続きなど

ごみ (生活環境課 Tel 77・2511)
■粗大ごみの収集依頼 Tel 77・0828
■収集事務所 Tel 67・0022

生涯学習・生涯スポーツ
■生涯学習課 Tel 77・2511
■生涯スポーツ課 Tel 77・2511
■打田生涯学習センター Tel 77・3140
■粉河ふるさとセンター Tel 73・3312
■那賀総合センター Tel 75・2221
■桃山会館 Tel 66・2288
■貴志川生涯学習センター Tel 64・2273
■青少年センター Tel 64・9888

弁護士相談

■紀の川市弁護士相談
Tel 77・2511 (市民課)
7月1日(水)午後1時30分~
市役所本庁1階 相談室4
(電話予約が必要 先着7人)
予約受付開始: 6月17日(水)午前
9時~

行政相談

■紀の川市行政相談
Tel 77・2511 (市民課)
○6月の行政相談の実施を中止
します。
相談など、和歌山行政監視行
政相談センター (Tel 073・4
31・8221)まで問い合わせ
ください。

人権相談

■紀の川市人権相談
Tel 77・2511 (人権施策推進
課)
法務大臣から委嘱された人権
擁護委員が人権全般についての
相談に応じます。相談はどの会
場でも受けられます。
○6月10日(水)午後1時~3時
粉河ふるさとセンター2階粉
河支所会議室
○7月8日(水)午後1時~3時
那賀総合センター2階会議室
○8月12日(水)午後1時~3時
貴志川保健福祉センター2階
相談室

子ども・青少年

■市役所子ども課の家庭児童相
談
Tel 79・3104 平日の午前8
時45分~午後5時30分
子どもに関することや、児童
虐待などの相談に応じます。
■子育て支援センターの子育て
に関する相談
Tel 66・0404 (桃山子育て支
援センター)
Tel 75・2331 (那賀子育て支
援センター)
Tel 79・7228 (レイモンド子
育て支援センター)
いずれも、平日の午前9時~11
時30分、午後1時~4時
子育ての悩みや不安などの相

談に応じます。直接来所や電話
で相談ください。

■紀の川市子育て世代包括支援
センター「はぐくみサポート紀
の川」
Tel 79・3106 平日の午前8
時45分~午後5時30分
助産師や保健師が、妊娠届出
書受理のほか、妊娠・出産・子
育てに関する相談に応じます。

■子ども (18歳未満) に関する
あらゆる相談
Tel 073・445・5312 (県子
ども・女性・障害者相談センター)
■発達障害に関する相談
Tel 073・413・3200 (和
歌山県発達障害者支援センター)

ポラリス) 水曜を除く平日の午
前10時~正午・午後1時~4
時、水曜は午後のみ
■小児成育医療支援室
Tel 073・441・0826 (県立
医科大学小児成育医療支援室)
平日の午前9時~午後5時
子どもの発育・発達、子育て
の悩み、学校での問題などの相
談に応じます。

■きのかわホットテレフォン
Tel 64・9888 (紀の川市青少
年センター)
平日の午前9時~午後5時
いじめのこと・子育てのこ
と・学校生活のことなど悩みを
気軽に相談ください。

高齢者

■紀の川市地域包括支援セン
ター「愛の手」
Tel 77・0350 平日の午前8
時45分~午後5時30分
地域包括支援センターは、高
齢者の健康の維持、向上や安心
できる生活のための支援をしま
す。

こころ・からだ

■障害者の相談
Tel 073・445・7314 (県子
ども・女性・障害者相談センター)
身体や知的障害のある人に關
する相談に応じます。
■ひきこもりの相談
Tel 60・8233 (ハートフルハ
ウス創) 毎週火曜~土曜日の午

前10時~午後4時 毎月第2水
曜日に巡回相談を貴志川支所2
階で実施。(要予約)
Tel 63・0100 (岩出保健所)
ひきこもりの状態の人とその
家族や支援者の相談に応じま
す。
■このとり相談 (面接相談)
Tel 61・0049 (岩出保健所)
産婦人科医師が不妊相談に応
じます(要予約)。
■身体・知的・精神障害に關す
る相談
Tel 78・2808 (麦の郷 紀の
川生活支援センター)
平日の午前9時~午後5時

■難病に関する相談
Tel 75・4413 (難病連家族会き
ほく) 平日の午前10時~午後4時
※不在時は、着信履歴にて対応。
■こころの健康相談
Tel 61・0021 (岩出保健所)
精神科医と精神保健福祉相
談員などが相談に応じます。

■労働者の健康相談
Tel 78・3875 (伊都・那賀地
域産業保健センター)
当センターの登録産業医が50

人以下の事業所に出向き、従業
員の健康相談などを無料で行い
ます。

■女性相談
Tel 073・435・5246
(県男女共同参画センター)
○面接相談は、火~土曜日午前
9時~午後5時30分(要予約)
○電話相談は午後8時30分まで

女性

■女性に対する暴力の相談
Tel 073・445・0793 (県子
ども・女性・障害者相談センター)
○電話相談は、毎日午前9時~
午後9時30分
○面接相談は、平日の午前9時
~午後5時45分(電話予約必要)

消費生活

■消費生活相談員による、消費
者問題の相談
Tel 79・3919 (本庁南別館2
階相談室 團商工労働課)
毎週月曜日の午後1時~4時
Tel 62・2141 (岩出市役所2階)
毎週木曜日の午後1時~4時

約の解消)の相談に応じます。
Tel 79・3919 (本庁南別館2
階相談室 うちの窓口 團商
工労働課)
第1・3水曜の午後1時~3時
※マスクの着用や咳エチケット
を守るなど、感染拡大防止に協
力ください。

就職

■巡回職業相談 6月16日(火)
相談員が就職相談に応じます。
井阪文化会館 (午前10時30分~
11時30分) / 那賀総合センター
(午後1時~2時) / 古和田会
館 (午後2時30分~3時30分)
Tel 77・2511 商工労働課

■障害者の就職相談
Tel 61・6300 (岩出紀の川障
害者就業・生活支援センター
フロンティア) 要予約
障害のある人の就職相談・支
援を行います。

■職業相談 紀の川市ふるさと
ハローワーク (ワークサロン貴
志川)
Tel 65・3435
豊富な経験を持つ職業相談員が
相談に応じます。

その他

■和歌山県農林大学校農学部学
生・林業研修部研修生を募集
3年度の農学部学生・林業研
修部研修生を募集します。実習
に重きを置き、実践力を身につ
ける教育を行っています。
【農学部(専修学校)】2年制
○募集定員
園芸学科: 30人
アグリビジネス学科: 10人
○問い合わせ
和歌山県農林大学校農学部
Tel 0736・22・2203 (伊
都郡かつらぎ町中飯降422)

病院・警察・消防署の電話番号	
■公立那賀病院	Tel 77・2019
■那賀休日急患診療所	Tel 77・6410
■鞆淵診療所	Tel 79・0009
■岩出警察署	Tel 63・0110
■那賀消防組合本部	Tel 61・0119
■岩出保健所	Tel 63・0100

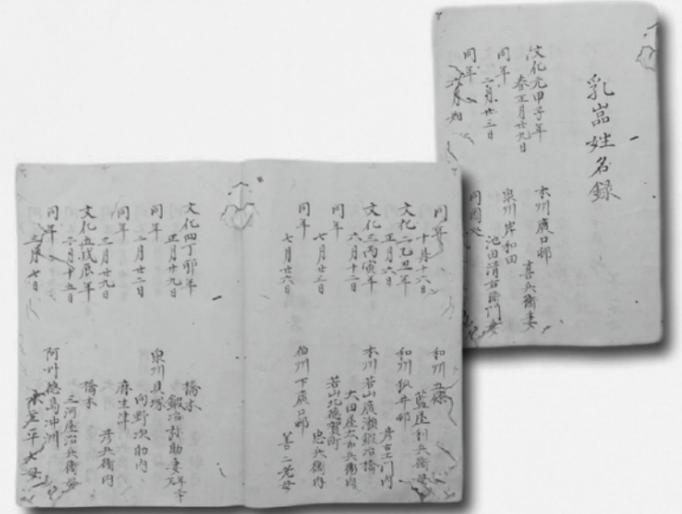
■紀の川くらしのネットワーク
架空請求やクーリングオフ(契
約)

困ったときの相談

■夜間の子小児医療電話相談と、夜間・休日
の医療機関案内は、4ページに記載して
います。
※相談のページの「平日」とは、祝日を除く
月曜日~金曜日のことです。

わたしのまちの文化財

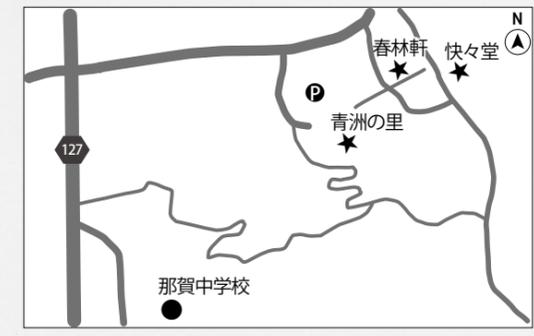
vol.153
華岡流医術の継承
紀の川市文化財保護審議会
(Tel.77・2511 生涯学習課内)



▲「乳癌姓名録」

華岡青洲は、文化元年（1804）世界で初めて麻酔を用いて乳がんの摘出手術に成功しました。青洲から医術を学ぼうと華岡家（紀の川市西野山字平山）には各国から医師を志す人たちが押し寄せました。『門人録』の記録によると、門人は相模国と沓岐国以外の66国から総数で約2,250人（大阪市中之島にあった分塾の合水堂の門人も含む）にもおよびました。青洲生存中の門人が約半数を占め、最も多い時で文政8年（1825）には、58人も門人を抱えていました。青洲没後も華岡流の医術が子孫の鷺洲（4代目）や厚堂（5代目）によって継承され、華岡家は医塾として明治維新後もしばらくは継続していました。

『乳癌姓名録』によると、総数177人（再診を含む）の乳がん患者が記録されています。華岡青洲先生及び其外科』によると、門人や患者は、医塾兼病院の春林軒の南東にあった快々堂で申し込みをした後、春林軒で手術し、術後の療養は快々堂で行っていたようです。患者は、大和街道沿いの



布袋屋にも収容されていた。また、周辺にある華岡家の親類の家には、門人が書生として下宿していたようです。今は、春林軒の建物が残るのみですが、華岡家は文政の初頭を最盛期として、明治時代の始めまで全国から門人や患者が訪れる医学の施設として存在していました。

Library information

と	し	よ	か	ん
じ	ょ	う	ほ	う

Hikoboshi & Orihime

■図書館名／開館時間／休館日…………… 休館カレンダーは裏表紙参照
当面の間、貸し出しの冊数や期間を変更し、運営します。
□河北図書館 (Tel.78・2010)
午前9時30分～午後7時(土日祝は午後6時まで)／月曜・第4火曜日
※A Vブースは、利用できません。
□河南図書館 (Tel.64・4614)
午前10時～午後7時30分(土日祝は午後6時まで)／木曜・第3火曜日
※学習コーナーは、利用できません。

今月の本棚



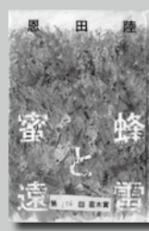
かがみの孤城
辻村深月／ポプラ社
輝く鏡をくぐり抜けた先の世界で出会った7人が、秘めた願いを叶えるため、隠された鍵を探す…。



未来
湊かなえ／双葉社
ある日、10歳の章子に突然届いた未来の自分からの手紙。章子はその夜、返事を書くことに…。



マスカレード・ナイト
東野圭吾／集英社
若い女性が殺害された不可解な事件。警視庁に届いた一通の密告状。名コンビが事件解明に乗り出す。マスカレードシリーズ第3弾。



蜜蜂と遠雷
恩田陸／幻冬舎
突然現れた謎の多い少年、サラリーマン…。ピアノコンクールを舞台に、人間の才能と運命、音楽を描き切った青春小説。



そして、バトンは渡された
瀬尾まいこ／文藝春秋
血の繋がらない親の間を転々とし、4回も名字が変わった優子。だけど、いつも両親を愛し、愛されていた。身近な人が愛おしくなる物語。

～今日のテーマ～
2019年よく借りられた本

新刊情報

- 新しく入った本 図書館名／著者名／出版社名
- 隈研吾による隈研吾／隈研吾／大和書房
- 天才と発達障害／岩波明／文藝春秋
- 藤井弁当／藤井恵／学研プラス
- できない男／額賀滯／集英社
- 女神のサラダ／瀧羽麻子／光文社

読み聞かせの予定

河北・河南図書館で、6月に開催を予定していた読み聞かせやイベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止します。



■空き家の利活用で地域活性化

市内で増加している空き家や遊休資産などを有効に活用するため、この分野において専門的知識や情報ネットワークを持った㈱LIFULLと、4月16日に近畿地方で初めてとなる地域活性化連携協定を締結しました。今後、互いに協力しながら、市の物件情報の掘り起こしや全国的な発信、民泊の受入環境づくり、物件活用のための地元人材の養成や外部人材とのマッチングなどを推進。空き家の利活用を軸とした地域活性化に期待が高まります。



■耕作放棄地を使って農業体験♪

4月11日、大池遊園駅付近の畑で、おいけファームのメンバー7人による、マルチ敷きと苗の植え付けが行われました。おいけファームでは、高齢化により耕せなくなった畑を借りて、玉ねぎや枝豆など、様々な作物を育てています。週末には大池遊園駅前の直売所で、採れたて野菜の販売や収穫体験イベントを開催。代表の落合彩矢さんは「体験などを通して、農業振興につなげていきたいです」と話します。植え付けた夏野菜の収穫体験が待ち遠しいですね。



■アユ釣りのシーズンが到来！

4月10日から、紀の川本流で紀ノ川漁業協同組合が養殖アユの放流を開始しました。この日は、早朝からアユをトラックに積み込み、2か所で5万匹を放流。5月16日の解禁日までに、計30万匹のアユを放流します。放流時、体長約10cmだったアユは最大30cmまで成長するそう。地元では焼きアユとして販売されるなど、親しまれています。代表理事組合長の川口恭弘さんは「アユのおいしさを多くの人に知ってもらえたら」と話してくれました。



■ハス日記 2020 vol. 1

毎年平池緑地公園を訪れた人の目を楽しませてくれる2種類のハス。青洲の里から分根された大賀ハスは今年で11年目、日越友好の証として分根されたベトナムハスは6年目を迎えます。

4月初旬に新芽が出てきて、少しずつ葉が大きくなり、5月の初旬には葉が立ち上がりました。例年6月中旬頃にはきれいな花が咲き始めます。今後、広報紙やFacebookで成長の様子をお伝えしていきます。

※スマートフォンのカメラ機能や専用のアプリを使ってQRコードを読み取ると、ホームページが自動的に開きます。



■おうちでてくてく体操にチャレンジしよう♪

新型コロナウイルス感染症の影響で外出の機会が失われることで、身体活動量が減り、生活が不活発となる人が増えています。生活が不活発になると、筋肉量の低下や気持ちの落ち込みなど、様々な健康への影響が出てきます。市では、生活不活発予防のため、理学療法士監修のもと、自宅で気軽に全身運動ができる体操を考案し、動画を作成しました。リズムに合わせた簡単な体操なので、子どもから大人まで、みんなで楽しみながら行うことができます。

体操動画は、市ホームページやYouTubeで公開しているほか、テレビ和歌山でも定期的に放映しています。高齢介護課や各支所に設置の「おうちでフレイル予防」の冊子にも体操の紹介を掲載していますので、活用ください。

約3分間でできる簡単健康体操！健康づくりのひとつの手段として、この機会に、おうちで体操をはじめませんか？

▼市公式YouTubeのQRコード
7月末まで、平日の午後0時54分からテレビ和歌山で体操動画を毎日放映中。※予告なく放送内容が変更になる場合があります。



体調に合わせて無理をせず行ってください。深呼吸を合わせることでリラックス効果が期待できます。小さな動きから大丈夫！楽しんで体操しましょう！

高齢介護課 理学療法士
大井 裕幸さん

動画を録画するなどして、朝昼晩と1日3回以上を目安に行ってください。運動のきっかけとして生活リズムを整えましょう！

高齢介護課 理学療法士
岡本 淳さん





くらしのカレンダー

6月

広報紙に掲載のイベントなどは、今後の状況により、中止や延期となる場合があります。最新情報は、市ホームページを確認ください。

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	7/1	2	3	4

管理栄養士のレシピ♪

ハッピーごはん

67

きのこオムレツ

- しいたけと人参は千切りにする。えのき茸は半分に、しめじは小房に分け、まいたけは細かく裂く。
- ①を炒めて塩・こしょうする。
- 卵を割りほぐし、片栗粉を入れて混ぜ、フライパンで焼く。
- 大根おろし・葱・醤油を合わせる。
- ③を器に盛り、④を添える。



■材料(4人分)／1人分146kcal

生しいたけ… 4枚 大根……………150g
人参…………… 50g 葱…………… 10g
えのき茸……100g 塩・こしょう… 少々
しめじ………… 50g 片栗粉………… 少々
まいたけ…… 50g 醤油…………… 大1
卵…………… 4個

- 休館日(河北図書館)…………… P.21
- 休館日(河南図書館)…………… P.21
- 赤ちゃん広場・子育て教室 …… P.6
- 健康診査・健康相談 …… P.5
- イベント…………… 該当ページ
- その他…………… 該当ページ

※→対象者など詳細は前月号参照

人の動き(2年4月末現在)
人口 61,399 / 世帯 26,520
男 29,242 / 女 32,157